

サービスの取扱いの変更について

1. 概要

一時的または長期的に家庭での養育が困難になった子どもを里親の家庭に受け入れて養育する里親制度について、職員が里親登録を希望する場合の研修受講や、里親委託前の子どもの面会・交流等の場合に職務専念義務を免除する。

2. 職務専念義務の免除の対象となる範囲

- ・里親を希望する場合の児童相談所等によるガイダンス・研修受講等の場合
- ・里親委託前に、子どもとの面会・交流をする場合

3. 給与の取り扱い

有給（会計年度任用職員については無給）

4. 実施時期

令和7年4月1日